

平成30年度のモデル世帯の保険料算定(年額)

均等割額 42,965円 所得割額 8.86%

	①		②		③		④	
	基礎年金77万円 (単身世帯)		厚生年金 201万円 (単身世帯)		夫婦とも基礎年金 基礎年金77万円 (二人世帯の場合)		夫-厚生年金 201万円 妻-基礎年金 77万円 (夫婦の二人世帯の場合)	
					夫	妻	夫	妻
①基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-33	(77-120)<0		(201-120)-33=48		(77-120)<0	(77-120)<0	(201-120)-33=48	(77-120)<0
②均等割軽減区分	9割軽減		2割軽減		9割軽減		5割軽減	
③基準所得金額(①より)	0		480,000		0	0	480,000	0
④所得割額(③×8.86%)	0		42,528		0	0	42,528	0
⑤均等割額	4,296		34,372		4,296	4,296	21,482	21,482
⑥保険料額(④+⑤)	4,296円		76,900円		4,296円	4,296円	64,010円	21,482円

	⑤		⑥		⑦	
	夫婦とも-基礎年金 77万円 夫に他の所得 30万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 77万円 夫に他の所得 50万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 77万円 夫に他の所得 100万円 (夫婦の二人世帯)	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻
①基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-33	(77-120)<0 +30-33<0	(77-120)<0	(77-120)<0 +50-33=17	(77-120)<0	(77-120)<0 +100-33=67	(77-120)<0
②均等割軽減区分	8.5割軽減		5割軽減		2割軽減	
③基準所得金額(①より)	0	0	170,000	0	670,000	0
④所得割額(③×8.86%)	0	0	15,062	0	59,362	0
⑤均等割額	6,444	6,444	21,482	21,482	34,372	34,372
⑥保険料額(④+⑤)	6,444円	6,444円	36,544円	21,482円	93,734円	34,372円

	⑧		⑨		⑩	
	夫-厚生年金 201万円 妻-基礎年金 77万円 夫に他の所得100万円 (夫婦の二人世帯)		夫-厚生年金 300万円 妻-基礎年金 77万円 夫に他の所得100万円 (夫婦の二人世帯)		夫婦とも-基礎年金 77万円 世帯主=子 所得 390万円 子は、国保加入者 (夫婦と子の三人世帯)	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻
①基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-33	(201-120) +100-33=148	(77-120)<0	(300-120) +100-33=247	(77-120)<0	(77-120)<0	(77-120)<0
②均等割軽減区分	軽減なし		軽減なし		軽減なし	
③基準所得金額(①より)	1,480,000	0	2,470,000	0	0	0
④所得割額(③×8.86%)	131,128	0	218,842	0	0	0
⑤均等割額	42,965	42,965	42,965	42,965	42,965	42,965
⑥保険料額(④+⑤)	174,093円	42,965円	261,807円	42,965円	42,965円	42,965円

	⑪		⑫		⑬	
	被用者保険の被扶養者であった方 本人-基礎年金 77万円 子(世帯主)社会保険加入 所得 498万円		所得の多い方 厚生年金 300万円 給与所得 500万円 不動産所得 700万円		土地を収用された方 分離長期譲渡所得 2,000万円 特別控除 2,000万円 基礎年金 77万円	
①基準所得金額の 計算過程 [単位:万円] (各収入-控除額)-33	かからない ※現在の本人所得が多額になった 場合でもかかりません		(300-120)+500+700-33=1,347		(2,000-2,000)+(77-120)-33<0	
②均等割軽減区分	5割軽減		軽減なし		軽減なし	
③基準所得金額(①より)	0		13,470,000		0	
④所得割額(③×8.86%)	0		1,193,442		0	
⑤均等割額	21,482		42,965		42,965	
⑥保険料額(④+⑤)	21,482円		620,000円(上限)		42,965円	